平成２１年度　第１回　地域公共交通会議議事録

平成２１年５月１２日（火）　　午後１時
市役所市長応接会議室にて地域公共交通会議を招集する。

（出席委員）　田中修次、山田直隆、藤本拓司（代理：嶋）、上野山英樹、脇村忠次
赤松進、高垣太郎、西村芳通、山下雅己（代理：谷口）、
宮脇康一（代理：平松）
（欠席委員）　黒田唯雄、北村修、中川晴雄、田村政博

（出席事務局職員）橋本直明、谷口敏章、河野孝司、児嶋利樹

（議　事）
議案第１号　　有田市地域公共交通会議設置要綱等の一部改正について

議案第２号　　有田市地域公共交通会議平成２０年度決算の承認について

議案第３号　　有田市デマンドバス広告等掲載取扱要綱（案）について

報告事項１　　有田市地域公共交通会議監査委員の変更について

報告事項２　　地域公共交通活性化・再生総合事業に関する二次評価結果について

平成２１年度第１回地域公共交通会議の開会を宣言する。

（事務局）
本日は過半数以上の委員様にご出席いただいておりますので、本会議設置要綱第５条第２項により本会が成立したことをご報告いたします。それでは、まず始めに田中会長よりご挨拶お願いします。

会長挨拶

（事務局）
ありがとうございました。
新年度となりまして職場の人事異動等により委員の交代がありました。この度、３名の方

が新たに委員に就任いただきましたので、事務局より再度委員様全員を紹介させていただきます。また、事務局におきましても４月１日の人事異動により新たなメンバーとなりましたので併せてご紹介いたします。

委員紹介
事務局紹介

委員様におかれましては今後とも当会議の運営にご協力の程よろしくお願い申し上げます。それでは、本会議設置要綱第５条第１項の規定により、会長を議長にお願いし、議事に移らせていただきます。田中議長よろしくお願いします。

（議長）
本日の議事は議案３件、報告事項２件の計５件です。
それでは、議案第１号「有田市地域公共交通会議設置要綱等の一部改正について」を事務局より説明願います。

事務局より説明

（議長）
ただいま事務局からの説明がございましたとおり、市において４月１日付けをもちまして人事異動をおこなったところ、それに伴う要綱等の一部改正が生じたところでございます。
議案につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか？
特に無いようでしたら、議案第１号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんか？

（委員一同）
異議なし

（議長）
それでは、議案第１号は原案のとおり承認することにいたします。
続きまして、議案第２号「有田市地域公共交通会議平成２０年度決算の承認について」を説明願います。

事務局より説明

（議長）
ただいま説明のありました、議案につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか？

（委員）

市の負担金についてもう少し詳しく説明願いたい。

（事務局）
バスの運行に係る費用から運賃収入を差し引いた額の１／２については、国の補助金としていただいています。残りの１／２については地域の負担ということで、事業所と有田市から負担してもらっています。内訳と致しましては、５月、６月分を事業所が負担して、７月から翌３月までの分を有田市が負担していることになっております。

（委員）
運賃収入は一体どこに出てきているのか。

（事務局）
事業所への委託をバスの運行に係る費用から運賃収入を差し引いた額としているため、地域公共交通会議としての決算としては運賃収入額自体は出てきておりません。

（委員）
本来重要なのは運賃収入がどの程度あったのかということである。法定協議会としての決算はこれで良いのかもしれないが、実際運営を検討する時には全体の事業費がわからなければいけない。

（事務局）
今この場で提出することはできませんが、参考資料として事業の全体像がわかる資料を後日委員さまにご確認いただけるよう用意いたします。
参考といたしまして５／１～３／３１までの運賃収入額は５，７８５，０７９円でございましたので報告しておきます。

（議長）
他にご意見等ございませんか。
特に無いようでしたら、議案第２号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんか？

（委員一同）
異議なし

（議長）
異議が無いようですので、議案第２号は原案のとおり承認することにいたします。
続きまして、議案第３号「有田市デマンドバス広告等掲載取扱要綱（案）の承認について」を説明願います。

事務局より説明

（議長）
ただいま説明のありました、議案につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか？

（委員）
第８条の撤去に係わる問題で、広告を掲載したら放っておかれて撤去してもらえないという危険性が大きいと思う。取付料をもらう時点で撤去料も上乗せしてもらっておくようにした方が良いのではないか。広告掲載したまま放置されている看板等も多いので、後からお金は取れないとふんでおいたほうが良い。

（事務局）
要綱の中において撤去に要する費用を事前に取付料と合算して受け取ることを明記した方が良いということですか。

（委員）
表記しなくても運用でそう取り扱うといったことで良い。

（事務局）
撤去費用負担については事前に徴収しておいて、撤去は地域公共交通会議で行うという取扱でよろしいでしょうか。

（委員）
第８条の第３号はそのまま置いておき、第４号を全部削除してはどうか。要は撤去に関して負担はしてもらうことを明記しておくが、撤去や原状回復については明記しておかない方法をとってはどうか。

（事務局）
第８条第４号を削除する方向で特に問題なければ、その方向で進めるということでいきたいと思います。この事項について再度法定協議会内で確認等は必要でしょうか。

（議長）
ただいま委員さんから第８条第４項について削除した方が良いのではという意見がございますが、訂正及び要綱の施行日などについては事務局に一任するという形で内容を書面等で議決いただくということでどうでしょう。

（委員一同）
異議なし

（議長）
掲載料について年額での定めとなってますが、今回の場合は年度途中から始まることになるが、どうなるのか。

（事務局）
当初考えていたのが月割りも必要かという判断から１２で割り切れる金額としております。しかしながら、別表内の掲載期間が１年となっておりますので、先ほどご協議いただいて要綱については再度検討する時間を持たせてくれるとのことですので、こちらにつき

ましても１月単位での金額設定を検討してもう一度考えてみます。

（議長）
掲載料の月割りの件も含めまして、再度皆さまに書面でお諮りさせていただくと形をとらせてもらうことをご了解いただけますか。

（委員）
一月未満の掲載については一月分の掲載料を考えているのか。

（事務局）
そのとおりです。

（委員）
バス停への広告掲載料ですが、バス停によって人目に触れやすい場所もあればそうでない場所もあると思われますが、同一料金設定で良いのですか。
また、バス車内へのチラシ配置についてはＡルート・Ｂルート込みの値段ということか。その辺が読み取りにくい。

（事務局）
バス停の場所ですが、事前に人目に触れやすい駅や病院、各大型商店などをピックアップした結果、今年度は２０基を設置という計画となりました。
場所に応じて利用人員等は違いますが、各バス停について料金に差をつけるといったことは考えておりません。
チラシの配置につきましては１ルートの料金となります。

（委員）
バス停のネーミングライツについてはどうなっていますか。

（事務局）
社会実験運行開始から３年目となりますが、当初から例えばスーパーオークワさんの前のバス停はオークワ前などといったように既にその名前を使っているというのが現状です。それを今からネーミングライツということで募集して命名権料をもらいにいけるのかという問題もあって事務局としては躊躇しているところです。

（委員）
最初から店舗などの名前をバス停の名前に付けたことが失敗だった。ネーミングライツについては当分の間は保留ということですね。

（議長）
他に無いようでしたら、続きまして、報告事項１「有田市地域公共交通会議監査委員の変更について」を説明願います。

事務局より説明

（議長）
それでは、引き続き、報告事項２「地域公共交通活性化・再生総合事業に関する二次評価結果について」を説明願います。

事務局より説明

（議長）
事後評価結果について、委員の皆様方のご意見を頂戴いたしたいと思いますが、何か、ございませんか？
それでは、その他について事務局より説明願います。

事務局より説明
・スマイルカレッジバス実施について
・４月の利用状況について

（議長）
その他２点について事務局より報告がありました。
有田警察署交通課の皆さまにはご協力いただきましてありがとうございました。
この際でございますので、他に何かご意見等ございませんか？
無いようでしたら、これで平成２１年度第１回有田市地域公共交通会議を終了させていただきます。本会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

（事務局）
これをもちまして、平成２１年度第１回有田市地域公共交通会議を閉会いたします。
本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。

会議終了